

平成 23 年第 2 回教育委員会

定例会会議録

平成 23 年 2 月 4 日

東久留米市教育委員会

平成23年第2回教育委員会定例会

平成23年2月4日午前10時00分開会
本庁舎6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について
 - (4) 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について
 - (5) 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について
 - (6) 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針の策定について
 - (7) その他
 - (8) 諸報告
 - ①平成23年第1回市議会臨時会について
 - ②平成22年度東久留米市教育委員会生徒表彰にかかる表彰者の決定について（報告）
 - ③東久留米市生涯学習センターの掲示物の申請に対する不承認通知に関する審査請求の経過について
 - その他
 - 東久留米市立生涯学習センターの愛称について
 - 文化財防災訓練等実施状況について
 - 教育振興基本計画（仮称）策定委員会について
 - 旧第八小学校の記念碑設置についての経過報告について
 - 「東久留米市の特別支援教育の環境整備計画」について
 - 多摩地域の図書館大会について

出席委員（5名）

委 員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顯 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣

指導主事 工藤和志
教育部主幹 山下一美

指導主事 間嶋 健

事務局職員出席者

庶務係長 鳥越富貴

庶務係 岡崎毅

◎開会及び開議の宣告

○委員長 これより平成23年第2回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は5番井上委員にお願いする。

◎会議録の承認

○委員長 昨年の12月2日に開催した第12回定例会の会議録については各委員にご覧いただいているので、よろしければ承認を得たい。異議なしと認め、第12回定例会の会議録については承認された。1月13日に開催した第1回臨時会の会議録については後ほどお配りするので、内容のご確認をお願いする。

◎公開しない会議の宣告

○委員長 「議案第5号 東久留米市立学校医等の委嘱について」は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

◎傍聴の許可

○委員長 本日、傍聴者はおいでになるか。

○総務課長 おいでにならない。

○委員長 お見えになったら許可することとする。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 日程第3、「議案第6号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第6号 平成22年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成23年2月4日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。本補正予算の詳細については総務課長から説明する。

○総務課長 資料の「平成22年度3月補正予算要求シート」をご覧いただきたい。すべて総務課が所管である。1件目の事業名は「小学校職員室及び図書室空調機改修・補修工事」である。平成22年9月10日の竣工に伴い契約差金が生じたために減額するものである。国の「安全・安心な学校づくり交付金」を充当していたが、交付基準額に満たなかつたため皆減となった。事業費としては753万3,000円の減額となる。次のページは同様の事業であり、これも同じく9月10日竣工で、工事に契約差金が生じたため減額するものである。

これについても都支出金と地方債が充当されていたが事業費の減額に伴い、歳入も減額となつた。事業費は276万円の減である。次のページの事業名は「小学校施設整備委託料」であるが、第三小学校のキュビクルの改修に伴い、その前段として今年度に調査委託を予算計上していた。委託期間は平成22年11月26日から23年1月21日までであったが、契約差金が生じたため減額となつた。事業費は250万円の減であり多額の差金となつたが、この理由は右下の備考欄に示している。次のページの事業名は「小学校改修・補修工事」である。第五小学校の擁壁改修工事を1期と2期に分けて実施し、竣工は3月9日であるが工事の事業費がほぼ確定となり不用額が生じたため減額するものである。事業費は5,000万円の減である。当初予算で8,821万円計上していたが、5,000万円の大幅な不用額が生じた。理由は右下の備考欄にあるが、地質調査をしたところ、基礎くい等の設置を予定していたが簡易な直接基礎で施工が可能となつたためである。また、当初はL字の擁壁による工法を考えていたが、部分的には自立式擁壁による工法が可能になつたための掘削範囲が大幅に減少したためである。次のページの事業名は「市立第六小学校体育館耐震補強工事」である。I s 値0.7未満の学校施設（体育館）の耐震工事を行ってきたが、この工事については平成22年度の国の補正予算がつくため、本市でも3月補正予算で計上し、繰越明許をかけ、来年度の夏を中心に工事をしていくことになる。なお、昨年度同様、未契約繰り越しになる。歳入は国庫支出金の「安全・安心な学校づくり交付金」の2,246万7,000円及び地方債の6,720万円である。地方債については国の補正予算の段階で100%の充当率であるので、それも理由として3月補正の計上を行つた。100%の充当率により発生する元利償還金は全額交付税で平成24年度以降に措置される。来年1月には借り入れをする予定であるため23年度中に利子の償還が発生するが、その分から交付税措置になる。次のページ以降は同様の内容であり、第九小学校・下里小学校・久留米中学校・西中学校の4校について同様に補正予算を計上し、来年度の夏を中心に実施していくものである。なお、本補正予算については2月15日に開催される庁議において決定される予定である。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○総務課長 今回の補正予算には第八小学校の不動産売却代金の11億4,180万円を当初予算に計上していたが、この額が8億8,714万円と確定した。大幅な減少が見込まれることに伴い、教育振興基金の積立金も2億5,466万円と見込まれ、その額が歳出の積立金になり減額補正となつた。積立金額の合計としては8億5,507万7,000円を計上していただが、6億41万7,000円に減額されるものである。

○委員 小・中学校の体育館の耐震工事と同時に行われる大規模改修は、どの程度の規模の改修を見込んでいるのか。

○総務課長 耐震と同時に大規模改修工事も実施していくことになるが、屋根と壁、体育館内の改修など、学校によってさまざま老朽化している部分について改修していく。

○委員長 教育長に伺いたい。300万円のうち250万円の減額を行う理由が「図面が見つからなかつた」ということであるが、教育委員会が出す理由としてはどうなのか。

○教育長 第三小学校の図面は予算計上する時に不明だったのか、それとも図面はあったが使えるものかどうか分からなかつたのか。

○総務課長 図面は建設担当の部署が保管しているが、第三小学校の図面はかなり古いものである。探した時点では図面が見つからず、契約の時点で見つかったということである。

○教育長 予算を見積もる時には図面がなかったので最初から図面を起こすために300万円を予定したが、進めているうちに出てきた図面を使えたので、50万円の支出で済んだということである。

○委員長 最初からきちんと見つければ良いのであって、教育長の名前で市長に要求するについて、そういう理由でみっともないかと思う。しかし、古いものは探すのに手間かかることがあるだろう。

○総務課長 建設担当では存在しないという判断であった。

○委員長 300万円計上して250万円余ったということであるから、一般的には予算の立て方が大ざっぱ過ぎるということになるだろう。

○教育長 積算している部署が「図面がなかった」と言っていた後に発見したものであり、議会でも事実を説明する。

○委員長 今後に向けてわれわれが用意しておく資料のありどころについても思いがあるので、そんな意味も含めてこの件について伺った。

○教育長 議会からも「市は管理マネジメントが欠けている」と指摘されたことがあり、そういうところも確かにあると思う。40年、50年経過した建物なので増築や改築ごとに図面を起こしており、図面や契約書はきちんと保存しておかなければならぬが落ちてしまっているところがある。

○委員長 教育委員会にかかる資料だけでも多くなっていく。前回話題になった図書館のあり方についても関連するが、そういう資料整理に向けて、扱いや保存等について課題にしていくべきだと思う。

○委員 1～2枚目の内容について伺いたい。額からすると少ないが見積額が少し高いと思う。逆に、第八小学校の売却額は予算計上の際には多目に見て計上し、ここにきて3億円近く下がるというはどうなのか。

○教育長 契約差金については、第4回市議会定例会でも減額補正をしている。工事については都市建設部の専門部署が積算しているが、それに対して業者が幾らで落としてくるかはその時の社会・経済情勢による。特に委託料の場合などは同じ仕事であっても、今まで200万円で受けていたものを100万円で落とすこともある。積算は正しくても、それに対して業者が幾らで落としてくるかについては何とも言えない問題である。また、第八小学校の売却代金については普通財産であるため財務部では近傍の売却代金を参考にして積算し、当初11億4,000万円を予定していたが、最終的には8億8,000万円ということで、2億5,000万円ほど落ちている。市でも不動産鑑定を行って公有財産審査会にかけて最終的に価格を決めており、また、買い手の東京都も公有財産審査会で価格を決定している。それで、東京都が出た価格と市が売っても良いという価格が最終的に8億8,000万円となった。

○委員 当初の11億円の価格は不動産鑑定士も入って出した数字なのか。

○教育長 財務部で行っていることなので確たることは申し上げられないが、近傍の売却代金を参考にしていると聞いている。ただし、100坪の土地を売る場合と第八小学校のようなかなり広い土地を売る場合とを比較すると、広い土地のほうが安価になる。なお、どんな数字を用いて積算したかについては教育委員会では分からぬ。

○委員 「広大地評価」として判定されたのか。

○教育長 買い手の東京都と価格についての事前調整はない。東京都が正式に価格を言えるの

は公有財産審査会なり不動産鑑定なり、一定の手続を経た後になる。標準宅地よりも広大であるので広大地の評価はあると思うが、評価内容等は教育委員会では分からぬ。これによつて、教育振興基金の積み立てが当初の8億5,000万円から2億5,000万円落ちてしまつた。昨年4月の市議会臨時会からの経過があるが、第八小学校の売払代金については、本来、教育の目的に使用すべきことから、新たに『(仮称) 教育振興基金条例』を創設し、この目的の財源とすること」という決議によるものである。同校跡地の売却代金が落ちれば教育振興基金の積み立ても連動して落ちるのはやむを得ないと思っている。

○委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第6号 平成22年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第6号は承認することに決した。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 日程第4、「議案第7号 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第7号 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成23年2月4日提出、東久留米市教育委員会教育長 永田昇。提案理由であるが、奨学生の願書及び推薦調書における申請者の個人情報の内容を最小限度とするため、申請に係る書式の整備を行うというものである。詳細については総務課長から説明する。

○総務課長 資料A3判の「東久留米市奨学資金に関する条例施行規則新旧対照表」をご覧いただきたい。左が改正案、右が現行で、様式1号と様式2号を示している。様式1号の現行の氏名には「男・女」の性別を示しているが、奨学資金の選考審査の際に男女の別については必要性がないため削除するものである。様式2号については、現行右側の「推薦所見」の下の「健康の記録」には「視力」から「その他の障害」まで、さまざまな項目がある。これについても選考審査に当たって、特に必要性がない。改正案をご覧いただくと中段に「健康状態」とある。審査段階においてご意見やご指摘等をいただくことがあるため、健康状態については総括的な所見を記入いただくことに変更している。また、改正案の上に「各教科学習の記録」とあり、国語から科目が載っているがこれらは中学校3年生の科目であるため、高校2年生以上については、表の下に※印で「高校2・3年生の場合は、『各教科学習の記録』については各学校の学業成績証明書を添付してください」と明記し、文言を追加している。高校の教科は中学校3年生の教科と異なるため、高校2年生および3年生については上記に記入せず、その証明書を添付するということで統一を図っていきたい。

○委員長 何か伺うことはあるか。男女別と健康の記録等についての改正は結構だと思う。推薦書の最後に校長の証明があり、頭に「上記の者は、貴市の奨学生として」と、「貴市」とあるが、教育委員会あてに出すものである。

○教育長 東久留米市以外からもある。

○委員長 そうなると「貴市」を使ってもよいかもしれない。

○教育長 申請する相手から見るとそうなると思う。

○委員長 長くなるが、本来ならば「東久留米市奨学金に関する施行規則とか何とかに係る奨

学生」とかのほうがより適切かと思うので、頭に置いておいていただきたい。

よく話題になるが、教育委員会で主催する行事にわれわれが「来賓」として出るのはおかしいということで今年からやめている。特に招いているお客様に対しては無礼なことにさえなりかねないということで申し上げた。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第7号 東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第7号は承認することに決した。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 日程第5、「議案第8号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第8号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成23年2月4日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、校長及び副校長に委任する事務の追加、及び関連法規の整理等を行う必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

○総務課長 本議案については、教育長の権限に属する事務の一部を校長と副校長に委任するに当たり、学校に勤務する市職員への関与を明確にするとともに、都費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する制度の変更に伴い文言を整理するものである。新旧対照表をご覧いただきたい。改正内容であるが、第2条に市職員の定義条項を新設し、校長への委任事項をうたっている第3条および副校長への委任事項をうたっている第4条に、勤務時間と休暇制度等の変更により必要となる条項を追加している。

続いて、改正に至る経緯と趣旨等について、若干補足説明を行う。昨年、育児介護休業法が改正されたことに伴い地方公務員法も改正され、学校職員の勤務時間、休暇に関する都条例が改正され、及び勤務時間条例及び育児休業に関する市条例についても、平成22年6月の市議会定例会において改正された。都費負担職員及び市の職員はこれらの改正された法律や条例の規定による。さらに、この制度変更に伴い「教育長の権限に属する一部の事務委任規程」の文言も整理する必要が生じ、現行規定では都費負担教職員及び市職員への時間外勤務や深夜勤務、休暇等の命令、許可、承認について教育長の権限を校長、副校長に委任しているが、育児介護休業法の改正により超過勤務の制限については市側に対する制限の義務となつた。具体的には1日当たり6時間の勤務時間制限の措置ということである。この規定を追加することと、給与の減額の免除については勤務時間の短縮を本人が請求することができる規定である。また、育児による超過勤務の免除は時間外勤務の免除を本人が請求することができる規定であるが、これらの規定を新たに本委任規定に追加して、校長及び副校長へ委任するものである。付則であるが、施行期日は平成23年2月4日の本日付とし、本規程については平成22年4月1日から適用するものとする。次の2であるが、「東久留米市学校職員の勤務時間の割り振り等に関する規程（平成13年教育委員会訓令第7号）」については東京都の勤務時間条例で定められており重複するため廃止する。3の「教育長の権限に属する事務の一部委任について（昭和51年教育委員会教育長訓令第1号）」については「東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び本議案の規程で定められている内容と重複するため廃止するものである。

○委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第8号 東久留米市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第8号は承認することに決した。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長 日程第6、「議案第9号 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針の策定について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第9号 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針の策定について」、上記議案を提出する。平成23年2月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び東久留米市教育委員会基本方針を改訂する必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

○総務課長 資料の「平成23年度東久留米市教育委員会教育目標」をご覧いただきたい。昨年から定例会、臨時会や協議会等々で数回にわたり議論を重ねてきたが、今回、最終的な案として提出するものである。

○委員長 これまで何度かにわたって検討いただいてきた。いよいよ最終決定に至るが、特にこの機会に何かあればお出しitいただきたい。議論を得て、その都度少しずつ良くなっているかと思う。しかし、議論の中で、なお今後に向けて考えるべきこともあったと思うが、本日けりをつけたい。もう少し議論したい方はいるか。

○委員 今年はこれで結構だと思う。来年に向けてであるが、「人材」という文言は普通に使っている言葉なので良いと思っていた。2~3日前の一般紙に関連記事が掲載されていた。大阪府河内長野市が教育立市宣言をし、家庭の力、地域の力、学校の力が大切だと示されていた。これを読めば「地域の力」というのは「地域の人材」になると思う。この「○○力」については来年に向けて、またご議論いただければ良いと思っている。

○委員長 大変結構なご意見だと思う。くくった言い方ではあるが「とにかくやってきていく」ということである。委員のご意見は十分に参考にさせていただきたい。

○委員 表記の関係で確認しておきたい。最初の前段下から3行目のところで「連携して初めて成り立ちます」の「初めて」は漢字にしているが、平仮名のほうが良いのではないかと思う。

○委員長 漢字を使う場合は、この漢字になる。平仮名でももちろん良いと思うが、漢字でも間違ではない。他のところでの使い方を事務局で再度検討してもらい、この件については教育長に一任したい。

○委員長 先ほど了解をいただいているが、傍聴者の方がお見えになつたので許可することとする。

○委員長 「現代仮名遣い」(昭和61年7月施行・内閣告示第1号)の施行後は漢字をできるだけ避ける方向もあったが、今は逆に漢字を使うほうに戻ってきており、新しい常用漢字もかなり増えてきた。あまりに平仮名が多いと読みづらいので、使える漢字は使う方向にきているのだと思う。そんなことを含めて事務局で改めてご判断いただきたい。これで質疑を終了する。

これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第9号 平成23年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成23年度東久留米市教育委員会基本方針の策定について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第9号は承認することに決した。改めてこの間のご検討とご苦労に対してお礼を申し上げる。

◎その他

- 委員長 日程第7、その他について。事務局から何かあるか。
○総務課長 ない。
○委員長 ないようなので、次に進む。
-

◎諸報告

- 委員長 日程第8、諸報告に入る。「①平成23年第1回市議会臨時会について」から、順次、報告願う。
○総務課長 資料の「平成23年第1回市議会臨時会会議結果」をご覧いただきたい。これについては1月25日の教育委員会臨時会において議決され、1月28日に開催された市議会臨時会において補正予算案の「議案第1号 平成22年度東久留米市一般会計補正予算（第5号）」が賛成多数で可決された。
○委員長 先に続けて報告をお願いし、質問等は後ほどまとめて承る。続いて、「②平成22年度東久留米市教育委員会生徒表彰にかかる表彰者の決定について」の説明を求める。
○指導室長 平成22年度東久留米市教育委員会生徒表彰にかかる表彰者の決定について、表彰実施要綱の規定にしたがって報告する。先に各中学校長から推薦のあった東久留米市教育委員会生徒表彰者表彰応募者について、1月17日に教育部長を委員長とする審査会を開いて審査を行った結果、計13名の者を決定した。表彰者については資料をご覧いただきたい。この報告をもって各学校に表彰状を送付し、各学校において表彰を執り行う予定である。
○委員長 続いて、「③東久留米市生涯学習センターの掲示物の申請に対する不承認通知に関する審査請求の経過について」の説明を求める。
○生涯学習課長 12月22日に、口頭意見陳述が請求人から審査庁である市側に対してなされた。この2月には裁決書案を審査庁で作成すると伺っている。第1回定例市議会に諮問されるということで、特にこの間の大きな動きはない。
○委員長 「その他」に入る。それでは「生涯学習センターの愛称について」から説明を求める。
○生涯学習課長 資料の「東久留米市立生涯学習センター愛称選考委員名簿（予定）」をご覧いただきたい。先般、「東久留米市立生涯学習センターの愛称募集に関する取り扱い要綱」については報告しているが、今回、選考委員の名簿が出されたので改めて報告する。選考委員の内訳は生涯学習センター利用者懇談会委員が2名、行政関係職員として企画調整課長と生涯学習課長の2名、指定管理者としてセンター長と事業担当2名の構成になっている。利用者懇談会委員の2名については、生涯学習センターをよく利用されている男性と女性が1名ずつとなっている。選考委員会を2月に開催して、2月下旬までには名称を決定する予定になっている。現在、55件の愛称が応募されている。55件のうち上位七つの名称を選考会で選び、最終審査ではこの上位七つの中から検討することになっている。分かりやすさ、地域性、学習センターとしての名称や愛称としてふさわしいかどうかについて、50点満点

で採点する予定である。たくさん提案されているが、商標登録や全国でも同じような学習センターの愛称があるので現在調べており、最終的に適切な愛称を決定していく。

○委員長 全部の報告が終わってからまとめて質問を受けると申したが、細かいことが幾つか続くので、ここで一遍区切りをつける。これを見て応募はできるのか。

○教育長 既に締め切っている。

○委員長 これまでのところで伺うことがなければ、引き続きのその他の報告を求める。

○生涯学習課長 続いて、「文化財防災訓練等実施状況について」報告する。資料をご覧いただきたい。文化財防火デーは全国一斉に1月26日で設定されており、全国規模で文化財に関する防火訓練や防火演習が取り組まれている。本市においては今年初めて、東京消防庁との合同で1月26日の午前10時から南沢氷川神社において消防演習を行った。写真には消防分団や消防署による放水訓練が出ている。南沢氷川神社の火災や地震等の災害に備えて宮司や氏子の皆さん、第三小学校4年生100名、さらに保育園児と近隣の子どもたちなどと一緒に消防演習を行った。最後に、宮司さんから南沢氷川神社の文化財に関する説明があった。今後とも防火デーに市の文化財の説明もしながら、災害時の消防演習に備えていきたいと考えている。

○委員長 続いての報告を求める。

○総務課長 教育振興基本計画（仮称）策定委員会について報告する。策定委員会の要綱については前回の教育委員会定例会において報告した後、府議に提出して承認を受けたところである。その際、裏面の傍聴許可の規定について指摘があった。府議に提出した要綱は策定委員会及び懇談会について傍聴できるという規定になっていたが、策定委員会は内部の職員による内部委員会であるため傍聴はふさわしくないということであったため策定委員会の文言を削除し、懇談会のみについて傍聴できることに変更している。

第1回目の策定委員会は1月31日に開催した。その中で委員長と副委員長を互選したところ、委員長には教育部長が、副委員長には指導室長が選出され、そのほか要綱や計画の趣旨を事務局から説明し、今後の進め方、計画の方向性や枠組み等について話し合いを行った。

○委員長 続いての報告を求める。

○学校適正化等担当課長 旧第八小学校の記念碑設置についての経過報告を行う。記念碑の設置については保護者代表など関係者との調整が調い、デザイン等も決定して施工業者も決まり、作業を進めている。記念碑のデザインであるが、実物の10分の1の見本を回覧するのでご覧いただきたい。記念碑は斜め台形で、高さは高いところで94cm・低いところで64cm、幅は約152cm、奥行き約91cmである。正面上面には旧第八小学校の校歌を彫る予定である。校歌は体育館に展示してあった、第3回卒業生による卒業制作品である。子どもたちが見なれた文字のほうがより親しみが増すだろうということで、この文字をそのままトレースして載せることにしている。正面の下部には旧第八小学校の校章と、その下に第八小学校記念碑の文字を入れる。そのすぐ右には創立年月日と閉校年月日を刻む。背面上の部分には、旧第八小学校を正面から撮った写真をレーザー彫りで直接彫る。校歌の楽譜については、歌詞の中の「丸く大きく輪をむすぶ」というところから最後の「第八小学校」までの部分を載せることで進めている。設置場所については仮置きになるが、旧第八小学校の隅に設置する予定である。設置の工期は本年3月25日を予定している。なお、記念碑の形であるが、模型では真っすぐに切っているが、実際はこぶ出し加工により、自然石をそのまま使ったよ

うな形となる。

○委員長 続いて、何か報告はあるか。

○学務課長 「東久留米市の特別支援教育の環境整備計画」について報告する。本報告については先の1月25日の臨時会でも報告しているが、その後、冒頭部分「はじめに」で述べていた、市の第四次長期総合計画の関係と理事者協議の文言部分を削除した。

○総務課長 特別支援教育整備計画については議決いただいているが、今回の修正部分には方向性や趣旨についての変更はないため、差しかえということでご了承いただきたい。

○委員長 続いて何かあるか。

○図書館長 多摩地域の図書館大会について報告する。毎年、多摩地域の図書館長協議会が主催して「東京都多摩地域公立図書館大会」を実施しているが、今年度で5回目になる。今年度は国分寺市のいづみホールと、立川市の市民会館を会場としている。チラシにある日程で開催される。

○委員長 ほかに何か伺うことがあるか。

○委員 文化財防災訓練は今年から初めて行うということであるが、毎年行っていくのか。

○生涯学習課長 来年以降もこのような形で1年に1回は実施していきたいと、東京消防庁から報告を受けている。

○委員 大変結構なことだと思う。私が良いことだと思ったのは、近隣の子どもたちにも参加してもらい、その文化財に係る話もしてもらえたということである。幼少のころから文化財に触れているのは良いことだと思う。

○委員長 文化財そのものについての認識も深めてもらえるので結構だと思う。ほかに何かあるか。

○委員 教育振興基本計画のことで伺いたい。策定委員会が先月末に立ち上がったばかりではあるが、目途としては策定委員会での基本案をどのくらいの期間でまとめていく予定なのか。また、懇談会についてはどのタイミングで開催する予定なのか。

○総務課長 策定委員会については1月31日に第1回目の会議をもったところであるが、事務局としては今年度中に2回程度開催して、策定委員会としての計画の方向性までを議論し、決定した段階で、4月以降に専門部会へ提出していきたいと思っている。専門部会でその内容について議論してもらい、その後、また策定委員会に戻してもらうといったことを繰り返して進めていく。懇談会の開催については専門部会の進捗状況にもよるが、夏ぐらいを目途にしたい。懇談会委員には公募の市民もいるので、4月以降に公募をかけて、平成23年度末の3月までには内容を固めることができれば良いというところで動いている。

○委員 大きな教育政策の流れとしては今年の4月から小学校で新教育課程が実施され、また、来年は中学校で実施されるので、市民の関心も高まり、先生方の取り組みも深まってくるだろう。新しい教育改革への関心も高まつてくるという流れと符合するので、積極的に進めていただきたい。

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって平成23年第2回教育委員会定例会を閉会する。

(午前11時16分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年2月4日

委員長 榎本 隆司（自署）

署名委員 井上 敏博（自署）